

前払金の支払い請求について

契約書の第34条の規定により「前払金」の支払い請求をする場合は、必ず事前に、当該工事等担当課（者）に連絡し、確認を得た上で、保証事業会社と前金払に関し締結した保証契約と併せて提出いただき、請求をお願いします。

なお、前払金請求書については、別添の様式をコピーするなどしてご利用ください。

【前金払】

- 1 契約金額が200万円未満のものについては前金払を行わない。なお、入札通知書等で前払金が有の場合、前払金制度を適用することができる。
- 2 契約金額が1件200万円以上の工事等で保証事業会社と前金払に関し、保証契約をした者に対しては、契約金額の10分の4（ただし、設計、調査、測量及び機械類の製造については、10分の3）以内で前金払を行う。ただし、工期が2箇年度以上にわたる建設工事請負契約については、年度ごとに当該年度の出来高予定額又は支払限度額の10分の4以内の前金払を行う。

【前払金の使用等】

※契約書第36条関係

＜建設工事請負契約の場合＞

受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成29年6月1日から令和4年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和4年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

＜測量・調査業務等委託契約の場合＞

受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料（測量に限る。）、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費（測量に限る。）、支払運賃、修繕費（測量に限る。）及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

＜土木設計業務等委託契約の場合＞

受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。